改正個人情報保護法のポイントと実務への影響

※本記事は、旬刊経理情報 2020 年 8月1日号通巻 No. 1585 に掲載したものの元原稿です。 ※筆者(弁護士水町雅子)による改正個人情報保護法関連の他の資料は以下をご覧ください。 「個人情報保護法改正 2020 年のポイント解説」パワポ形式の詳細資料

http://www.miyauchi-law.com/f/200325pii2020kaiseigaiyou.pdf

筆者略歷

弁護士 水町雅子 (みずまちまさこ)。宮内・水町 IT 法律事務所。内閣官房及び現、個人情報保護委員会にてマイナンバー法立法担当。首相官邸 IT 総合戦略本部「パーソナルデータに関する検討会」参考人、東京都都政改革アドバイザリー会議委員、地方公共団体の情報公開・個人情報保護審査会委員等を務める。『あなたのマイナンバーへの疑問に答えます』(中央経済社、2015 年)、『Q&Aでわかる医療ビッグデータの法律と実務』(日本法令、2019 年)等の著書・論文・講演・TV 出演・新聞取材等多数。

「記事概要」

- ・改正個人情報保護法が2022 年春から夏前にかけて施行予定。社内規程・プライバシーポリシー/契約書等の改訂、社内フローや運用の変更、従業者教育等の対応が必要。
- ・漏えい等が発生した際に当局へ報告し、漏えい等した個人情報の対象者に通知する義務が新設。
- ・個人情報の取扱体制や保護措置・処理方法等や、外国に個人データを提供している場合は外国の 個人情報保護制度・提供先が講ずる措置等の情報提供が必要に。
- ・本人が請求した場合に保有個人データの内容を開示したり、事実でないときには訂正等したり、漏えい等が生じた場合や本人の権利・正当な利益が害されるおそれがある場合には利用停止、消去、第三者への提供停止を行わなければならない義務が拡充。
- ・個人データを第三者に提供したり受領した際には記録義務があったが、この記録を本人に開示する義務も課せられる。

以下「本文」

2020年6月12日、改正個人情報保護法が公布され、2022年春から6月ごろまでに施行される予定だ。本稿では改正概要と民間企業で必要となる改正法対応について述べることとしたい。なお以降は、今般の改正個人情報保護法を「改正法」と、現在の個人情報保護法を「現行法」と、両者合わせて「個人情報保護法」と、今般の法改正を「令和2年法改正」と呼ぶこととする。

1. 漏えい時等の当局報告・本人通知

(1) 概要

どのような民間企業にとっても対応が必要となる事項として、まず漏えい時等の当局報告と本人 通知の義務付けが挙げられる。これまでは個人情報を漏えい等した場合であっても、特に個人情報 保護法上は報告等の義務がなかった。これに対し改正法が施行された後は、内閣府の外局である個 人情報保護委員会に届け出る法的義務、そして漏えい等した個人情報の対象者(個人情報保護法上は「本人」と呼ばれ、以下「本人」という。)へ通知する法的義務が新たに生じることとなる。

(2) 必要となる法改正対応

これまでの個人情報保護法の実務運用でも、この改正法の義務に近しい対応がなされてきた場合がある。例えば、プライバシーマーク付与事業者であれば、個人情報の外部漏えいその他本人の権

利利益の侵害が発生した際には、JIPDEC 等のプライバシーマーク指定審査機関への報告が必要であるし(プライバシーマーク付与に関する規約(PMK500)11 条 2 項)、GDPR が適用される事業者であれば、個人データ侵害が発生した際にはデータ保護当局への報告(GDPR33 条 1 項)及び本人への連絡(GDPR34 条 1 項)が義務付けられている。また一部の民間企業においては、日本の個人情報保護委員会へ自発的に報告を行ってきた場合もある。

そこで、まずは個人情報の漏えいや不正利用時等に、自社で現在どのような対応を行っているのかを整理し、現行の社内規程やプライバシーポリシー等の記載内容を確認した上で、改正法対応としてどのような時に誰がどのようなルートで個人情報保護委員会への報告及び本人通知を行うかを検討し、従業者教育を行っていくことが必要であろう。社内規程やプライバシーポリシー等の現在の規定ぶり等によっては、改正法対応としてこれらの修正を行うべき場合も考えられる。

なお、法改正によって新設される「仮名加工情報」を用いる場合は、漏えい時等にも当局報告や本人通知は不要である¹ため、場合によっては仮名加工情報の活用を検討することも考えられる。

(3) 民間企業に与える負荷

漏えい時等の報告義務の新設といっても、民間企業に甚大な負荷を与える改正ではないと思われる。というのも、当局報告義務が課せられるのは「個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたとき」(下線筆者)であること(改正法22条の2第1項)、報告を受ける当局側にも対応人員に限りがあること、比例原則等から、軽微な事案まで報告要とはならないと考えられるためである。但し、詳細は個人情報保護委員会規則(以下、「規則」という。)で定められるため、規則が公布されないと確定しない。なお規則については、基本的な考え方の公表が令和2年夏ごろ、パブコメ実施が令和3年1-2月ごろ、公布が令和2年3-5月ごろに予定されている。

他方で、当局報告ではなく本人通知義務については、個人への個別連絡等が求められる場合には、対象者数等によっては民間企業実務に多大な影響が及ぶ可能性がある。但し、本人通知の具体的方法等については規則で定められること、また「本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき」には、通知義務が課せられない(改正法22条の2第2項但書)ことから、規則で定められる本人通知の具体的方法と、個人情報保護法ガイドライン又はQ&Aで示されるとも考えられる本人通知の代替措置として認められる具体的方法を注視し、自社実務にフィットする対応を検討していくことが重要となろう。個人情報保護法ガイドラインやQ&Aについては、基本的な考え方の公表が令和2年夏ごろ、パブコメ実施が令和3年5-6月ごろ、公表が令和3年7月以降に予定されている。

なお、漏えい時等の当局報告と本人通知については、GDPRのような時間制限は法律上存在していない。

一部の民間企業においては、現行法下で報告義務がないものでも当局報告を検討してきたことから、改正法で報告対象が明確化することは、企業負担の軽減にもつながり得る。他方で、改正法によって漏えい時等に必要な報告や本人通知をせずにいると明確な違法行為になるよう変わるため、これまで当局報告や本人通知について留意してこなかった民間企業においては十分な注意が必要である。

2. 公表事項等の追加

(1) 概要

どのような民間企業にとっても対応が必要となる事項として、公表・情報提供等すべき事項の追

¹ 改正法35条の2第9項で改正法22条の2が適用除外されている

² https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200615_shiryou1.pdf ∅ 5 ページ

³ 同上資料参照

加が挙げられる。①外国に個人データを提供している場合は、当該外国における個人情報保護制度、提供先が講ずる個人情報保護のための措置その他参考となるべき情報を、予め本人に提供する義務等が新設される(改正法 24 条 2・3 項)。また、外国に提供していない場合であっても、②改正法に基づく改正政令で、個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、保有個人データの処理の方法等を公表等する義務が課せられる予定である。

なお、①外国提供の際は、移転先国名についても予め本人に提供することなどが検討されている4が、法定事項以外の具体的な提供情報・方法等の詳細については、規則、個人情報保護法ガイドライン、Q&A にて示されることが想定される。また、②取扱体制等の詳細については、改正法に規定されたものではなく、大綱にて施行令改正で対応する方針が記載されたものであり、本稿執筆時点では改正施行令は公布されていない。改正施行令の基本的な考え方は令和2年夏ごろ公表、令和3年1-2月ごろパブコメは実施、公布は令和3年3-5月ごろが予定されている5。

(2) 必要となる法改正対応

これまでも多くの民間企業においては、個人情報保護法 27 条及び施行令 8 条に基づく保有個人データに関する公表義務等への対応として、プライバシーポリシーや個人情報保護基本方針など(以下、「プライバシーポリシー」という。)を公表してきた。もっとも、プライバシーポリシーの公表自体は法律上の義務ではない。法律上は、保有個人データの利用目的や開示請求等の手続等について本人の知り得る状態に置く義務等があり(個人情報保護法 27 条 1 項、23 条 2・5 項、18 条 1 項、施行令 8 条、個人情報保護法ガイドライン 8・1)、改正法下でも同様であると考えられる。

民間企業における対応としては、改正施行令・規則等の下位規範等が公表された後に、具体的に 公表等すべき事項を確認し、公表等すべき事項について全社的な実態調査を行った上で、プライバ シーポリシーの改訂等を行うことが考えられる。場合によっては、外国に個人データを提供する際 の契約書の見直しも必要であろう。

(3) 民間企業に与える負荷

公表等すべき事項によっては、全社的な事実確認に時間を要したり、プライバシーポリシーの改訂等に全社的な調整を要する可能性がある。今後公表される施行令、規則、個人情報保護法ガイドライン、Q&Aの注視が必要であろう。

3. 本人の権利強化

(1) 概要

改正法による本人の権利強化も、どのような民間企業でも対応が必要な事項である。これまでも 民間企業には、本人が自分の保有個人データを見せてほしいと請求(開示請求)した場合はそれに 応じる義務が課せられており、一定の場合には保有個人データを訂正したり利用停止等する義務(訂 正等請求、利用停止等請求への対応義務)が課せられていた。例えば、病院は請求されれば本人に カルテを開示しなければならず、違法行為を行った民間企業は請求されれば住所・電話番号等の利 用停止や消去をしなければならない。

もっとも、これらの義務が正しく理解・運用されていないケースも散見され、消費者からの苦情も多く寄せられていたため、個人情報保護委員会が民間企業の対応状況を注視していくと明言している6。さらに改正法に基づき、①開示・訂正等・利用停止等請求対象の拡大、②開示方法のデジタル化、③利用停止等義務の拡大も行われる。

①開示・訂正等・利用停止等請求対象の拡大とは、これまでは対象外だった「6か月以内に消去

⁴ 令和元年 12 月 13 日に個人情報保護委員会より公表された「個人情報保護法いわゆる 3 年ごと見直し制度改正大綱」(以下、単に「大綱」という。) 29-31 ページ

⁵ 同上資料参照

⁶ 大綱 9ページ

する短期保存データ」も請求対象に加える改正である7。

②開示方法のデジタル化とは、現行法では開示方法は原則書面であって、例外として請求者が同意した方法が認められていた(現行法 28 条 2 項・施行令 9 条)が、改正法下では、本人によるデジタル請求が前面に押し出され(改正法 28 条 1 項)、開示方法についても本人が請求した方法が原則とされる(改正法 28 条 2 項)。もっとも、多額の費用を要する場合や本人請求方法による開示が困難な場合には、書面開示でもよいとされている(改正法 28 条 2 項)。

③利用停止等義務の拡大とは、これまでは一定の違法行為がなければ利用停止請求ができなかったものの、改正法下では、違法行為の対象が追加されるほか、漏えい等が生じた場合や、本人の権利・正当な利益が害されるおそれがある場合には、保有個人データの利用停止、消去、第三者への提供停止を求めることができるとする改正である(改正法 30 条 1・5・6 項)。本人の請求に理由があるときには、民間企業はこれに対応し、遅滞なく保有個人データの利用停止、消去又は第三者への提供停止を行わなければならない。但し、多額の費用を要する場合その他実施が困難で、本人の権利利益保護のために必要な代替措置をとるときは、利用停止、消去又は第三者への提供停止を行わなくともよい(改正法 30 条 6 項但書)。

(2) 必要となる法改正対応

①開示・訂正等・利用停止等請求対象の拡大については、まず自社で6か月以内に消去するデータを開示・訂正等・利用停止等請求の対象としているか否かを確認する必要がある。これまでも対象としていれば、本改正事項による影響はない。これまで対象としていなかった企業においては、これらを対象とするよう運用を変更し従業者教育をする必要がある。また社内規程・プライバシーポリシー等の現在の記載が、6か月以内に消去するデータを対象から除外しているようであれば、改訂する必要がある。

②開示方法のデジタル化についても、自社でどのような請求方法、開示方法を行っているかを確認し、書面で実施しているならデジタル化対応を行う必要がある。また社内規程・プライバシーポリシー等の現在の記載が、書面による請求・開示に限定しているようであれば、改訂する必要がある。

③利用停止等義務の拡大については、プライバシーマーク付与事業者等においては既に、現行法で求められるよりも幅広に利用停止等を実施している場合があるものの、改正法下では、現行法及びプライバシーマーク制度に基づく運用と変更が生じ得る。プライバシーマーク付与事業者か否かにかかわらず、一定の違法行為や漏えい等が生じた場合及び本人の権利や正当な利益が害されるおそれがある場合には、保有個人データの利用停止、消去、第三者への提供停止を実施するよう運用を変更し従業者教育をする必要がある。利用停止、消去、第三者への提供停止はビジネスに甚大な影響を及ぼす可能性もあるため、自社の事業部門にこの旨を周知する必要が考えられる。また社内規程・プライバシーポリシー等の現在の記載が、利用停止等を行う場合を限定したものになっている場合等については、これらを改訂する必要もある。

(3) 民間企業に与える負荷

③利用停止等義務の拡大は、実際に保有個人データの利用停止、消去、第三者への提供停止を実施しなければならない事態が生じた際には、ビジネスに甚大な影響を及ぼす可能性もある。これらを実施しなければならない事態が生じないよう、これまで以上に個人情報保護、プライバシー権保護の徹底を行うべきであろう。

①開示・訂正等・利用停止等請求対象の拡大及び②開示方法のデジタル化については、改正法で 求められる事項が現在の運用と大幅に異なる場合には、一定の負荷が生じる可能性がある。現状把 握の上、請求手続や手数料の変更等を検討することも考えられる。

⁷ 改正法2条7項の「保有個人データ」の定義中、「一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの」が削除され、具体的には「6か月以内に消去する」ものであっても、開示・訂正等・利用停止等請求の対象である「保有個人データ」に含まれることとなった。

4. 個人データの提供/受領の記録の開示義務

(1) 概要

これまでも個人データを提供したり提供を受けたりする場合には、一定事項を確認し、記録を作成・保管する義務があった。改正法により、この記録を本人が閲覧等したいと請求(開示請求)した場合に、民間企業はこれに対応する法的義務が設けられた(改正法 28 条 5 項)。これまで個人は、自分のどのような個人データが誰から誰へいつ提供/受領されたかについて、知ることができなかったと考えられる。それが改正法により、本人が自分で提供/受領記録を確認することができるので、個人にとって非常に影響の大きい改正といえる。

(2) 必要となる法改正対応

民間企業においてはこれまでも現行法に基づき、個人データの提供/受領記録を作成・保管してきたものと考えられるが、これまでは仮に記録に漏れや不備があったとしても、外部からはそれをうかがい知ることが難しかったが、改正法により、本人自身が記録を確認できるようになる。第三者提供/受領記録に漏れや不備等がないかを今一度徹底的に見直したうえで、開示請求対応を行う必要がある。また社内規程・プライバシーポリシー等の現在の記載では、個人データの提供/受領記録の開示に対応していないように読めるようであれば、これらを改訂する必要がある。

(3) 民間企業に与える負荷

第三者提供受領記録に漏れや不備等がある場合は、非常に大きな影響が生じる可能性がある。全 社的に再度見直しを行い、記録義務を正しく履行し、本人から請求があれば対応できるようにする 必要がある。

5. 罰則等の強化

改正法下で罰則等が強化される。もっとも現行法下でも改正法下でも、通常のビジネス遂行時についうっかりやってしまうことへの罰則ではないため、過剰に懸念する必要はないが、違法行為がなされないよう従業者監督を今一度徹底することが重要であろう。

改正内容としては、個人情報保護委員会の命令に違反した場合は、これまで6月以下の懲役または30万円以下の罰金だったが、改正法下では1年以下の懲役または100万円以下の罰金となり(改正法83条)、さらに法人業務等に関する場合、法人に1億円以下の罰金が科せられる(改正法87条1項1号)。加えて、個人情報保護委員会は、命令違反を公表することができるようになる(改正法42条4項)。また個人情報保護委員会の検査等を妨害等した場合は、これまで30万円以下の罰金だったが、改正法下では50万円以下の罰金となる(改正法85条1号)。業務に関して取り扱った個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で提供又は盗用した場合には、これまで1年以下の懲役または50万円以下の罰金だったが、改正法下ではさらに法人業務等に関する場合、法人に1億円以下の罰金が科せられる(改正法87条1項1号)。

6. その他の法改正事項

上記のほかにも法改正事項があるが、上記以外の点は、各民間企業におけるこれまでの個人情報 の活用・取扱いの度合いによって影響度が変わってくること、また紙幅の制限から簡単な解説にと どめることとする。

(1) 不適正利用の禁止

その他の法改正事項として、まず、不適正利用の禁止の新設がある(改正法 16条の2)。違法又は不当な行為を助長・誘発するおそれがある方法による個人情報の利用が明示的に禁止される。

(2) 外部提供関連の規制強化

外部提供関連の規制が強化された。①個人関連情報の提供規制が新設され、個人データの提供に該当しないものの、提供先では個人データとして取得することが想定される場合にも、提供できる場合が限定されるうえ、提供元で記録を作成・保管する義務が新設された(改正法 26 条の 2 第 1・

3項)。②オプトアウト規制も強化される。オプトアウトとは、一定事項を公表等したうえで、個人データを本人の同意等なく第三者提供した上で、本人から拒否された場合に提供を停止するというスキームである。改正法では、オプトアウトによっては提供できない個人データの範囲が拡大されたほか、オプトアウト時の通知・公表等事項が拡充された(改正法 23 条 2・3 項)。個人データをオプトアウトで提供したり受領している場合には対応が必須である。①②とも、該当する取扱いがある民間企業においては、非常に大きな影響があり得る法改正事項であるため、該当する取扱いがあるかどうかをまず検討することが必要である。

(3) その他の改正

さらに、域外適用を広く認める法改正がなされている(改正法 75 条)ほか、個人情報活用のための規制緩和も実施される。①公益目的の個人情報の取扱い促進のためのガイドライン等の改訂等が予定される。②他の情報と照合しなければ特定の個人を識別することができないように加工した「仮名加工情報」が新設され(改正法2条9項、35条の2、35条の3)、漏えい時等の報告等義務や開示請求対応等が不要とされる。③個人情報保護委員会が個人情報の利活用相談等に応じる「PPC サポートデスク」が開設された。

7. おわりに

今回の法改正事項は多岐に及ぶが、法改正が各民間企業にどの程度の影響を与えるかについては、各民間企業におけるこれまでの個人情報の活用・取扱いの度合いによって大きく変わってくる。本稿では紙幅の制限から、どのような民間企業にとっても対応が必要となる法改正事項の概説を主としたが、これらのほかにも法改正事項をまずは一覧・概観し、何が自社にとって影響の大きな改正事項なのかを見極めることが重要である。筆者Webサイトで公開している資料でも詳解しているため、参照されたい。

⁸ http://www.miyauchi-law.com/f/200325pii2020kaiseigaiyou.pdf